

呉工業高等専門学校受託研究実施規則

(趣旨)

第1条 呉工業高等専門学校(以下「本校」という。)における受託研究に関することは、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 本校における「受託研究」とは、本校が外部から委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規則において「直接経費」とは、受託研究遂行のために必要な経費(以下「研究経費」という。)のうち、謝金、旅費、消耗品費及び光熱水料等の直接的な経費をいう。

3 この規則において「間接経費」とは、直接経費以外の研究経費をいう。

(受入れの制限)

第3条 受託研究は、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り、行うものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

(2) 研究経費により取得した設備等は、返還しないこと。

(3) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、本校は、その責を負わず、また、原則として研究経費を委託者に還付しないこと。ただし、特に必要と認める場合は、不用となった経費の範囲内においてその一部を返還することができる。

(4) 委託者は、第9条に規定する研究経費及び受託料を当該研究の開始前に納付すること。

2 校長は、前項に規定するもののほか、必要と認められる条件を、別に定めることができる。

3 校長は、第1項第2号及び第4号の条件については、委託者が国の機関若しくは公庫、公団等政府関係機関、独立行政法人又は地方公共団体である場合には、契約担当役と協議の上、条件を付さないことができる。

(受託研究の受入れ)

第5条 受託研究の申込みをしようとする者は、受託研究申込書(第1号様式)を校長に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第6条 受託研究の受入れは、教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、本校の総務委員会に諮り、校長が決定するものとする。

2 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の規定による通知を受けたときは、委託者と所定の受託研究契約書により速やかに契約を締結するものとする。

4 契約担当役は、契約を締結したときは、校長にその旨を通知するものとする。

5 校長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を当該研究を担当する教職員(以下「研究担当者」という。)に通知するものとする。

(中止又は期間延長)

第7条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに校長に報告し、その指示を受けるものとする。

- 2 校長は、前項の規定による報告を受け、受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定し、その旨を契約担当役に通知するものとする。

(研究完了等に伴う研究経費の取扱い)

- 第8条 受託研究を完了し、又は前条2項の規定により受託研究を中止し、若しくはその期間を変更した場合において、研究経費に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があったときは、返還するものとする。

(研究経費及び受託料の負担)

- 第9条 委託者は、直接経費、間接経費及び受託料を負担するものとする。

- 2 間接経費は、直接経費の10%に相当する額とする。
- 3 受託料は、直接経費の20%に相当する額とし、共同研究者の研究費として配分する。

(研究成果の実施)

- 第10条 校長は、受託研究の結果、研究担当者が行った発明等に係る知的財産権（以下「単独保有知的財産権」という。）について、委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という。）に無償で使用させてはならない。

- 2 校長は、委託者等に単独保有知的財産権を実施させる場合は、別途実施許諾契約を締結するものとする。
- 3 前2項に規定する場合において、委託者等が希望する場合、実施許諾契約の日から10年を超えない範囲内において独占的に実施させる（以下「独占的实施」という。）ことができるものとする。ただし、この期間は、3年間を限度として、更新することができるものとする。
- 4 校長は、受託研究に係る発明等が研究担当者と委託者に属する者との共同発明等であると認められる場合の知的財産権は、本校及び委託者の共有とすることができるものとする。
- 5 校長は、前項及び第12条の規定により本校及び委託者が共有する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）について、委託者の独占的实施を認めることができるものとする。

この場合において、独占的实施の期間は、原則として委託者との間で締結する当該共有知的財産権に関する契約の締結日から10年とする。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができるものとする。

- 6 校長は、共有知的財産権について、委託者の指定する者に限り、当該委託者の指定する者との間で締結する当該共有知的財産権の実施に関する契約の締結日から10年を超えない範囲内で独占的实施をさせることができる。なお、第3項ただし書きの規定は、本項に準用する。
- 7 校長は、第3項、第5項及び第6項の規定により、委託者等に独占的实施を許諾する場合若しくは独占的实施を認める場合又は専用実施権を設定する場合、実施許諾契約で定める実施料等を徴収することができるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

- 第11条 校長は、単独保有知的財産権について、委託者等に独占的实施を認め又は許諾していない場合には、委託者等以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

- 2 校長は、単独保有知的財産権について、委託者等に独占的实施を許諾している場合において、委託者が当該知的財産権を第10条第3項に定める独占的实施の期間中、その第4年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的財産権を独占的实施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第12条 校長は、前2条の規定に基づき、知的財産権の実施を許諾したときは、実施契約を締結の上、実施料を徴収するものとする。

(知的財産権の持分譲渡)

第13条 校長は、単独保有知的財産権について、委託者から申し出があった場合、当該知的財産権の一部を有償譲渡することができるものとする。

(完了報告)

第14条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、受託研究完了報告書(第2号様式)を速やかに校長に提出しなければならない。

2 校長は、受託研究が完了したときは、その旨を契約担当役に通知するものとする。

3 校長は、受託研究の結果を委託者に報告するときは、当該研究担当者をして行わせるものとする。

(研究成果の公表)

第15条 受託研究の成果は、原則として公表するものとする。ただし、その公表の時期及び方法について、校長は委託者と協議の上、第6条第3項に規定する受託研究契約書において適切に定めるものとする

(実施規定)

第16条 この規則に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月6日から施行する。

第1号様式

受 託 研 究 申 込 書

平成 年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

委 託 者

住 所

名 称

代表者名

印

呉工業高等専門学校受託研究実施規則を遵守の上、下記のとおり受託研究を申し込みます。

記

1 研究題目			
2 研究目的及び内容			
3 研究経費(消費税額及び地方消費税額を含む。)	直接経費		円
	間接経費		円
	受託料		円
	合 計		円
4 希望する研究完了期限	平成 年 月 日		
5 希望する研究担当者 (分野・職名・氏名)			
6 研究用資材, 器具等の提供			
7 その他参考事項			

第2号様式

受託研究完了報告書

平成 年 月 日

呉工業高等専門学校長 殿

所属分野名
研究担当者氏名 印

平成 年 月 日付けで受託した研究が完了しましたので、下記のとおり報告
します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究委託者氏名
- 3 研究経費
- 4 研究期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 5 研究報告書 別添のとおり
- 6 その他参考事項